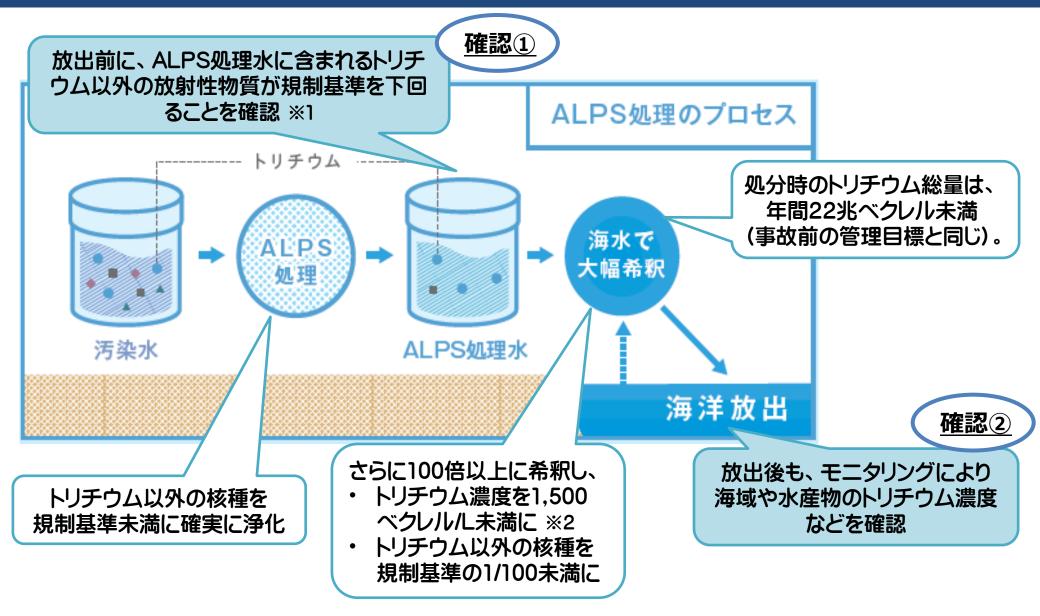
ALPS処理水の処分に関する経緯と取組について

令和5年9月 廃炉・汚染水・処理水対策チーム事務局

ALPS(アルプス)処理水の処分について

- 2011年3月の事故発生時から、原子炉の中に残る溶けて固まった燃料(「燃料デブリ」)を**冷却するために継続的な注水を実施**。原子炉の安定状態を維持することで、廃棄物の処分などの廃炉作業を進めることが可能。
- しかし、地下水等が建屋に流入し、汚染水と混ざり合うことで建屋内の汚染水の量は増加することで、汚染水の量は増加。
- 現在は、この増えた水を福島第一の敷地内のタンクで保管。汚染水発生量の低減のための取組も進めているが、タンクが敷地を圧迫し、廃炉作業に支障が生じかねない状況。
- このタンクの水に含まれる放射性物質の濃度を、規制基準を大幅に下回るレベルにして、 安全に処分していくことが、福島の復興の大前提となる廃炉を進める上で必要。
- 政府は、安全に水を処分するために、6年にわたり様々な方法を検討した結果、2021年 4月に、ALPS処理水の海洋放出を選択。2023年8月22日の関係閣僚会議にて、海 洋放出の開始を判断。具体的な放出時期を8月24日を見込むと公表。
- 廃炉を完了させる目標である2041年~2051年までの時間を使って、廃炉作業 に必要な敷地を確保できるよう、ALPS処理水を処分していく方針。

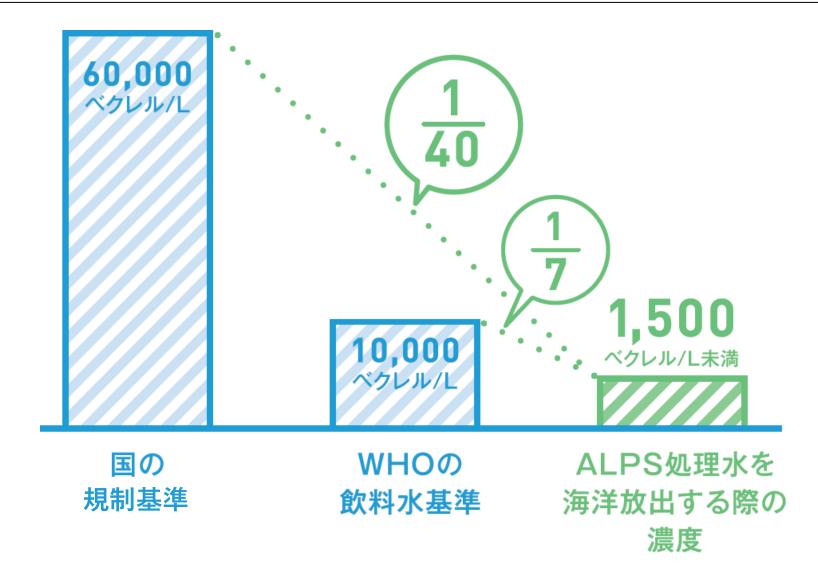
ALPS処理水を処分するにあたっての安全性の確認



- ※1 各段階の測定について、IAEAなどの第三者機関も測定し、客観性を確保。
- ※ 2 規制基準の1/40、**WHO飲料水基準の約1/7**。2015年以降、海洋放出中のサブドレンの水の濃度と同じ。

トリチウム濃度の比較

- ▶ 海洋放出する際のトリチウム濃度は、1,500ベクレル/L未満と定めている。
- この基準は、国の規制基準である60,000ベクレル/Lの40分の1、 また、WHOが定める飲料水基準である10,000ベクレル/Lの約7分の1。



トリチウム(三重水素) とは?

- ◇ 水素の仲間。雨水、海水、水道水、私たちの身体や自然界にも広く存在。
- ◇ ごく弱い放射線を発するが、紙1枚で防げる程度。体内に入っても蓄積されることはなく、 水と一緒に排出される。
- ◇ トリチウムは水素と性質が似ており、トリチウムのみを除去することは非常に難しい。



水道水

~1ベクレル/L



雨(日本)

220兆ベクレル/年

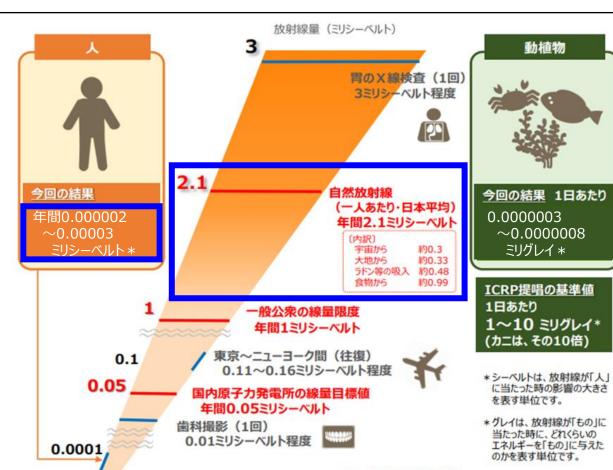


数十ベクレル

人および環境への放射線影響

- ①人への影響評価結果は、**自然放射線からの影響(日本平均:年間2.1ミリシーベルト/人)に対し** て、約100万分の1~約7万分の1。
- ②動植物(扁平魚・褐藻類)への影響評価結果は、**国際放射線防護委員会(ICRP)が提唱する 基準値に対して、約300万分の1~約100万分の1**。(カニでは約3,000万分の1~ 約1,000万分の1)
- (※) 処理水に含まれる放射性物質を測定した結果を基に試算。

(2023年2月東京電力申請)



出典:

東京電力 多核種除去設備等処理水 (ALPS処理水)の海洋放出に係る放射線環境影響評価報告書(建設段階・改訂版)

6年間にわたる検討と基本方針における具体的な内容

6年間にわたる検討内容

- ➤ **ALPS小委員会では、**風評影響など社会的な観点も含めた**総合的な議論を6年以上重ね**、2020年2月に報告書をとりまとめ。
- 5つの処分方法(地層注入、海洋放出、水蒸気放出、水素放出、地下埋設)について、技術や制度時間軸等の観点から検討し、最終的に「**海洋放出がより現実的**」と評価。 - 長期保管については、これまでに実施したタンクの大型化やタンク配置の効率化などの工夫を確認した上
- で、現行計画以上の「タンク増設の余地は限定的」と言わざるを得ないとしている。 - 分離技術については、「直ちに実用化できる段階にある技術は確認されていない」
- → 上記の**専門家による報告書や幅広い方々の意見を踏まえ**、基本方針を決定。放出設備の取扱いやモニタリングが比較的容易な「海洋放出」がより確実に処分を実施できると評価。

ALPS処理水に関する基本方針 (2021年4月策定) における具体的な内容

(1)「風評影響を最大限抑制するための放出方法」

▶ 東京電力には2年程度後を目途に福島第一原発の敷地から放出する準備を進めることを求める。

▶ 国際原子力機関(IAEA)も「日常的に実施されており、技術的に実行可能」と評価。

- ①トリチウム:
 ・濃度:規制基準の1/40(**1500ベクレル/** 次、WHO飲料水基準の約1/7)未満まで希釈。
 - ※ 既に放出しているサブドレンの排水濃度と同レベル
- ・総量:**事故前の管理目標値(年間22兆Bq)を下回る水準**とする。
- ②その他核種:規制基準を下回るまで2次処理。更に上記のトリチウム濃度を満たすため、大幅に希釈。
- → 規制基準を大幅に下回ることで、**安全性を確保**し、**風評を抑制**。
- (2)「海洋モニタリングの徹底」
 - 放出前・放出後のモニタリングを強化。地元自治体・農林水産業者等も参画。
 - 双山削・双山後の<u>モータリノクを強化。地元自治体・長体が進来有等も参画</u>。 - **IAEAの協力**を得て、**国内外に客観性・透明性を高く発信**。

6

【参考】トリチウム水タスクフォースにおける処分方法の技術的評価について

- ◇ 多核種除去設備(ALPS)等で浄化処理した水の取扱いの決定に向けて、汚染水処理対策委員会「トリチウム水タスクフォース(平成25年12月~平成28年6月)」において技術的な評価を実施しました。
- ◇ トリチウム水タスクフォースでは、5つの処分方法(地層注入、海洋放出、水蒸気放出、水素放出、 地下埋設)について評価を実施し、これらの処分方法についてALPS小委員会でも議論しました。
- ◇ 評価は、①基本要件(技術成立性、規制成立性)と②制約となりうる条件(期間、コスト、規模、 2次廃棄物、作業員被ばく等)について、検討されました。

表 トリチウム水タスクフォースの基本要件の評価結果について

| _ 衣 トリナリムバダスクフォースの基本安件の評価結果について | | | | | | |
|---------------------------------|---|---|---|--|--|--|
| 処分方法 | ① 地層注入の例 | ② 海洋放出の例 | ③ 水蒸気放出の例 | ④ 水素放出の例 | ⑤ 地下埋設の例 | |
| イメージ図 | BLACT TOTAL | Total State | TOTAL STATE | | 1795 AAA 1279-700.18 18-8411.88 18-8411.88 1279-700.18 18-8411.88 18 | |
| 技術的成立性 | ・適切な地層を見つけ出すことができない場合には処分開始できない。・適切なモニタリング手法が確立されていない。 | ・原子力施設におけるトリチウムを含む放射性液体廃棄物の海洋放出の事例あり。 | ・ボイラーで蒸発させる方式 はTMI-2の事例あり。 | ・実処理水を対象とした場合、 前処理やスケール拡大等に ついて、技術開発が必要な可 能性あり。 | | |
| 規制成立性 | ・処分濃度によっては、新た な規制・基準の策定が必 要 | ・現状で規制・基準あり | ・現状で規制・基準あり | ・現状で規制・基準あり | ・新たな基準の策定が必要な 可能性あり。 | |

【参考】なぜ、水蒸気放出と海洋放出が現実的な選択肢なのか

- ◇専門家会議が6年余り検討した結果、 5つの方法の中から、前例や実績があることから「海洋放出」と「水蒸気放出」の 2つが現実的とされました。
- ◇2つの方法の中でも、<u>放出設備の取扱いやモニタリングが比較的容易</u>であることから、 「海洋放出」の方がより確実に処分を実施できるとされています。
- ◇国際機関(国際原子力機関:IAEA) は、この専門家会議の検討結果を、 「科学的な分析に基づくもの」と評価しています。

水蒸気放出と海洋放出の比較

| 水蒸気放出 | 海洋放出 |
|--|---|
| 海外の事故炉で前例あり。※通常炉でも実績(換気による放出)あり。拡散の事前予測が難しく、モニタリング等の検討に課題。 | 国内外で実績あり。比較的拡散の状況を予測しやすく、 モニタリング等の検討が容易。 |

【参考】なぜ、水蒸気放出と海洋放出が現実的な選択肢なのか?

2014年

2015年

2016年

2017年

2018年

2019年

2020年

トリチウム水タスクフォース (全15回) (2013年12月~2016年6月、約2年半)

- ●トリチウムに関する基礎情報を整理
- ●技術的な観点から、5つの処分方法を評価
- 毎外の専門家も招致し、検討
- ① 2013年 12月 タスクフォースの進め方
- ② 2014 年 1月 汚染水処理とトリチウム水の保管状況 分離技術と地下貯蔵のイメージ
- ③ 2014年 2月 環境動態・影響の考え方
- ④ 2014年 2月 環境における拡散等
- ⑤ 2014年 3月 海外の取組事例
- ⑥ 2014年 3月 海外の取組事例
- ⑦ 2014年 4月 海外の取組事例
- ⑧ 2014年 4月 これまでの議論の整理等
- 9 2014年 7月 選択肢の技術的成立性の検討
- ⑩ 2014年 10月 トリチウム水の浅地中処分
- ⑪ 2015年 1月 コミュニケーションのあり方
- ② 2015年 6月 処分に係る各選択肢の検討
- ③ 2015年 12月 各選択肢に係る概念設計の検討
- ④ 2016年 4月 各選択肢の評価、トリチウム分離技術検証試験 タスクフォース報告書骨子
- ⑤ 2016年 5月 タスクフォース報告書

ALPS小委員会(全17回) (2016年11月~2020年2月、約3年3ヵ月)

- ●技術的観点に加え、社会的な観点も含めた 総合的な検討
- ●福島第一原発視察、説明・公聴会の実施。
- 2016年 11月 タスクフォース報告書、風評被害対策タスクフォース等
- ② 2016年 12月 地下水バイパス運用目標、委員ヒアリング
- ③ 2017年 2月 委員及び福島県、水産庁ヒアリング
- ④ 2017年 4月 有識者ヒアリング(北海学園大学濱田教授、JA全農福島)
- ⑤ 2017年 6月 委員及びヨークベニマルヒアリング
- ⑥ 2017年 10月 有識者ヒアリング (リテラジャパン西澤代表)
- ⑦ 2018年 2月 風評・リスコミ強化戦略、風評被害行動計画、トリチウム性質
- ⑧ 2018年 5月 トリチウムの性質、社会的影響の考え方
- 9 2018年 7月 風評払拭、説明・公聴会
- 2018年8月30日、31日 ALPS処理水の取扱いに係る説明・公聴会
- ⑩ 2018年 10月 説明・公聴会、処理水の性状
- ⑪ 2018年 11月 トリチウムの生体影響・規制基準、モニタリング等の考え方
- ② 2018年 12月 モニタリング等の考え方、社会的影響の抑制対策
- © 2019年8月WTO上級委判断と廃炉国際広報、貯蔵継続・処分方法
- ④ 2019年 9月 貯蔵継続・処分方法と風評被害への対応
- ⑤ 2019年 11月 処理水放出による放射線影響、議論の整理と残された論点
- (6) 2019年 12月 残された論点・取りまとめに向けた議論
- ② 2020年 1月 残された論点・取りまとめに向けた議論

基本方針決定(2021年4月)以降の安全性確保に関する取組

| 国内の規制機関及び廃炉安全監視協議会による審査等 |
|--------------------------|
| |
| |

国際原子力機関(IAEA)によるレビュー

| <u>2021年</u> | 4月 基本方針決定 | | | | | |
|--------------|---|---|--|--|--|--|
| | 12月 東電が <u>設備</u> に関する <u>実施計画</u> の変 更認可を申請 | 7月 ALPS処理水の安全性レビューに関する <mark>合意文書に署名</mark> 9月 IAEA担当幹部が訪日(事実上のレビュー開始) 12月 萩生田大臣(当時)とグロッシー事務局長のオンライン会談 | | | | |
| <u>2022年</u> | | 2月 安全性に関するレビューミッション① 3月 規制に関するレビューミッション① 4月 第1回安全性に関する報告書公表(第1報告書) 5月 グロッシー事務局長訪日 6月 第1回規制に関する報告書公表(第2報告書) | | | | |
| | 7月 規制委が <u>設備</u> に関する <u>実施計画</u> の変更について <u>認可</u> 8月 <u>立地自治体による事前了解</u> (8項目の要求事項) (福島県、大熊町、双葉町) 10月 東電から福島県廃炉安全監視協議会 _※ で進捗報告 | | | | | |
| | 11月 東電が 運用等 に関する 実施計画 の 変更認可を申請 | 11月 安全性に関するレビューミッション② 112月 分析手法に関する報告書公表 (第3報告書) | | | | |
| <u>2023年</u> | | 1月 規制に関するレビューミッション② 4月 第2回安全性に関する報告書公表 (第4報告書) 西村大臣とグロッシー事務局長のオンライン会談 | | | | |
| | 5月 規制委が 運用等 に関する 実施計画 の変更について <u>認可</u> | l e e e e e e e e e e e e e e e e e e e | | | | |
| | 7月 規制委が設備に関する <u>使用前検査終了証交付</u> | 7月 包括報告書公表 | | | | |

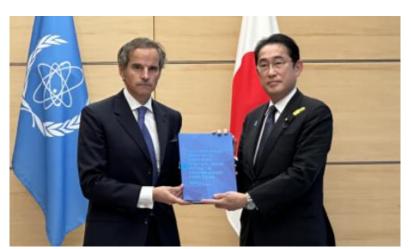
※廃炉安全監視協議会:福島県及び関係13市町村と学識経験者で構成。ALPS処理水の関係では、立地自治体による事前了解時の8項目の要求事項について、 本協議会で進捗状況を報告。

IAEAによるALPS処理水の安全性レビュー包括報告書の公表(2023年7月4日)

- 2021年4月に日本政府が発表した基本方針を受け、国際原子力機関(IAEA)との合意に基づき、ALPS処理水の安全性レビューが2年にわたって行われ、これまでに6冊の進捗報告書が公表されています。
- 2023年7月4日、これらのレビューを総括し、IAEAとしての結論を記した包括報告書が、グロッシーIAEA事務局長から岸田総理に手交され、IAEAから公表されました。
- IAEA包括報告書の要旨(Executive Summary)において、以下の結論が述べられています。
 - ➤ IAEAの包括的評価に基づき、IAEAは、ALPS処理水の海洋放出に対する取組及び、東京電力、原子 力規制委員会及び日本政府による関連の活動は、関連する国際安全基準に合致していると結論づけま した。
 - ➤ IAEAは、包括的評価に基づき、現在東京電力により計画されているALPS処理水の放出は、人及び環境に対し、無視できるほどの放射線影響となると結論付けました。
- 西村大臣との会談では、海洋放出前、放出中、放出後にわたって続くIAEAによるレビューを通じて、**国際的な安** 全基準に整合的であることを継続的に確認し、安全性の確保に万全を期すことの重要性について一致しました。



IAEA包括報告書



グロッシー事務局長から岸田総理へ報告書の手交



グロッシー事務局長と西村経済産業大臣

包括報告書で安全基準に沿っていると評価されたポイント(7月4日公表)

人と環境への影響

※タスクフォース(IAEA職員と11カ国の国際専門家)のこれまでのレビューを踏まえIAEAの責任のもと、とりまとめられた報告書

- ALPS処理水の放出は、人及び環境に対し、無視できるほどの放射線影響になる。
 - **国際基準に沿って**放射線環境影響**評価を実施**。
 - 東電によるソースターム(放出前に評価する処理水中の放射性物質の種類)の見直しは、 十分に保守的でかつ現実的。
 - 海洋拡散モデルに基づき、国際的な海域の水は、海洋放出の影響を受けないため、<u>越境影響は無</u> 視できる。

設備の健全性

- ALPS処理水の**放出を制御するシステムとプロセスは堅固**である。
- 緊急遮断弁や放射線検出器などが重層的にシステムに組み込まれている。

規制による管理と認可

● 規制委員会は日本国内の独立した規制機関として、安全に関する適切な法的・規制的枠組みを制定・実施している。

分析・モニタリング

- 政府と東電のモニタリングに関する活動は、国際基準に沿っている。
- IAEAと第三国分析機関が行った分析結果によれば、東電はALPS処理水の放出にあたり、 **適切で精密な分析を実施する能力と持続可能で堅固な分析体制を有する**。

IAEAは放出前、放出中、放出後もコミット。追加のレビューとモニタリングで、国際社会に追加的な透明性・安心を提供。

ALPS処理水の海洋放出の全体像

IAEAレビュー① ALPS処理水の安全性(処理水の性状、設備の安全性、環境影響評価等)

処理水の性状

設備の安全性

放射線影響評価(国際的手法)

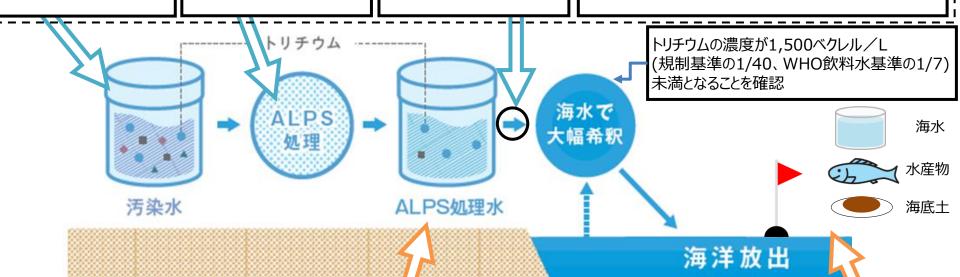
半減期を考慮し、トリチウムトリチウム以外の核種 以外に被ばく評価すべき放

射性物質を29核種選定

|を規制基準未満に 確実に浄化

異常等を検知した場 合、2ヶ所の緊急遮 断弁で放出停止

IAEAの評価手法によりすべての核種で 生物蓄積等を含む長期的影響を評価 海洋での拡散シミュレーションも実施



! IAEAレビュー② 規制プロセスの妥当性!!

規制機関による審査等

海洋放出設備の設置や設備の運用等に ついて、原子力規制委員会から認可

放出前の処理水モニタリング

放出前にトリチウム以外の核種が 規制基準未満であることを確認 (満たさない場合は放出せず再浄化) 海域おけるモニタリング

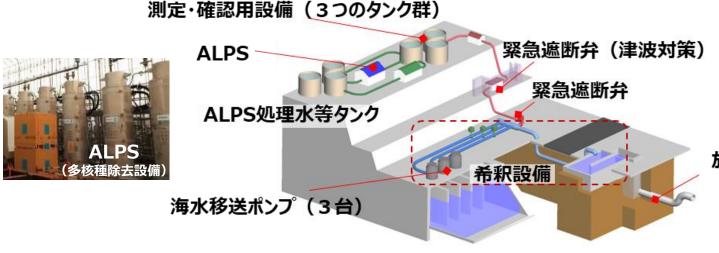
【AEAレビュー③ 独立したサンプリング・裏付け分析

海水や水産物、海底土をモニタ リングして、海洋放出前後で大き な変化がないことを確認

海洋放出関連設備の安全性

- 毎洋放出にあたっては、
 - ①浄化が必要な水を、トリチウム以外の放射性物質が規制基準を満たすまで確実に「ALPS」で浄化
 - ②浄化後の水(ALPS処理水)について、「測定確認用設備」で攪拌し均一にしたうえで濃度を確認※1
 - ③**トリチウム**についても**規制基準を十分に満たすよう**、**「希釈設備」**で海水により**100倍以上に希釈**※2したうえで、**規制基準を満たすもののみが海洋放出**※3される。
- なお、**設備の異常等を検知した場合**には、**2ヶ所にある緊急遮断弁が閉まること**で**放出が停止**する仕組み。
 - ※1 第三者機関も測定し客観性を確保 ※2 希釈後のトリチウム濃度は1,500ベクレル/ 以 (規制基準の1/40、WHO飲料水基準の約1/7) 未満
 - ※3 放出するトリチウムの総量は事故前の基準(年間22兆ベクレル未満)と同様

ALPS処理水の海洋放出関連設備





放水トンネル (約1km)



ALPS処理水の処分に関する基本方針の実行と今後の取組について(令和5年8月22日)

令和3年4月、2年程度後を目途に海洋放出を行う方針を決定以降、安全確保、風評対策・なりわい継続に係る各取組を実施。

廃炉を着実に進め、福島の復興を実現するために、ALPS処理水の処分は決して先送りできない課題。

基準に合致していること、人及び環境に与える放射線の影響は無視できるほどとなることが結論付けられており、IAEAは放出中、後についても安全性確保にコミットする。 現時点で準備できる万全の安全確保、風評対策・なりわい継続支援策を講じており、ALPS処理水の処分に伴う風評影響やなりわい継続に対する不安に対処するべく、今後これらの対 応に政府としてALPS処理水の処分が完了するまで全責任を持って取り組む。このため、漁業者とのフォローアップ体制を構築する。 東京電力に対しては、原子力規制委員会が認可した実施計画に基づき、**速やかに海洋放出開始に向けた準備を進めるように求める**。海洋放出開始は、気象・海象条件に支障がなけれ ば、8月24日を見込む。 これまでの取組のポイント 今後の取組のポイント 国と東京電力が実施する安全確保の取組について、国際専門家を含むIAEAタスクフォースが海洋放出前・中・後 IAEAがこれまで実施したレビューについて、それぞれ報告書が公表され、令和5年7月には結果を総括 と継続的にレビューを実施することで、第三者が安全性を徹底的に確認。放出前後にはIAEA職員が福島第一原発 した安全性確保に関する**最終的な結論である包括報告書が公表**。 に常駐し、確認を継続する体制を構築。 原子力規制委員会は**海洋放出が適切になされていることを継続して確認**する。東京電力には、**安全に係る法令等** 海洋放出設備は令和5年6月に工事完了し、原子力規制委員会による使用前検査も終了。 の遵守に加え、緊張感をもった対応を求める。 **強化・拡充したモニタリングの実施**に加え、関係機関の測定結果をまとめた分かりやすいウェブサイトの運用を始 特に放出直後において**海域・水産物モニタリング体制を強化・拡充**する計画を策定するとともに、**関係** め、国内外に対し、透明性高く情報発信。放出停止判断レベルを超える等の事象が発生した場合は、直ちに放出 機関の測定結果をまとめたウェブサイトを新設・運用開始。 を中断することを含め、適切な対応をとる。 ALPS処理水の安全性やその処分の必要性等について様々な媒体を活用し**国内外への情報発信を継続**するととも 基本方針決定以降、1,500回以上の説明を実施。テレビCMやWEB広告、新聞広告等を全国規模で展 に、悪意ある偽情報が国際社会で流布することがないよう、迅速に必要な対応を講じていく。日本産食品の輸入規 開。また、個別の国·地域への説明や海外の報道機関への情報提供を含め、**国内外に向けた科学的** 制について、ALPS処理水の海洋放出を理由とした新たな措置が講じられないよう、また、現行の規制が早期に撤 根拠に基づく透明性の高い丁寧な情報発信を実施。 **廃されるよう、**政府一丸となって取り組む。 令和5年度予算において、**被災地の水産業を始めとする支援策を拡充・強化**するとともに、令和4年度 補正予算において、ALPS処理水の海洋放出に伴う影響を乗り越えるための漁業者支援の500億円の こうした事業内容を丁寧に説明する等、実情に応じた支援ができるよう取り組む。 基金を措置。

令和5年7月に公表されたIAEAの包括報告書では、ALPS処理水の海洋放出に対する取組や東京電力、原子力規制委員会及び日本政府による関係の活動が、関連する国際安全

首都圏や三陸常磐地域におけるイベント・フェア実施等、**三陸常磐ものの魅力発信に取り組む**。さらに、**ネットワー** 消費拡大に向けて、**魅力発信のためのキャンペーンを開始**。昨年末に立ち上げた「魅力発見!三陸・ ク参加企業に消費を呼びかけるとともに、現在実施している「三陸・常磐ウィークス」を始め、**三陸常磐ものの継続** 常磐ものネットワーク」には1,000者を超える企業等が参加。 的な消費拡大に向けた取組を継続。 事業者に活用いただける統一的な説明資料の提供やモニタリング結果を含む情報発信等、**取引継続に向けた**現 小売業界は、放出開始後も三陸常磐ものをこれまでどおり取り扱っていきたいとの考え方を表明。 事業内容の説明や個別相談等の**きめ細かな対応**を行うとともに、観光業への風評影響の懸念を払拭する*・* 中小企業支援策や観光支援策を通じた支援を実施。 陸常磐地域における集中的なイベント事施やブルーツーリズムの推進等を通じた**観光需要創出にも取り組む**:

関係府省や支援機関が連携し、**相談対応やアドバイザー派遣等、迅速な事案の把握と丁寧な対応に努める**ととも に、ネットワーク等を活用した国内消費拡大や海外市場開拓のための支援、政府間の働きかけに注力。また、300 風評が懸念される事案の把握や代替販路開拓、セーフティネット対策など、風評発生時にも事業者等 **億円の需要対策基金を活用した支援**を行うとともに、地域・業種を限定しない個別の事情に応じた適切な賠償を行

の状況に応じ機動的な対応ができる体制を構築。 うよう東京電力を指導。さらに、科学的根拠のない輸入規制措置等への対策として、状況に応じて、**水産物等の国** 内消費の拡大、国内生産の維持、新たな輸出先のニーズに応じた加工体制の強化、新たな輸出先の開拓等、臨 機応変な対策を讃じ万全を期す。

汚染水発生量は重層的な対策により2022年度に約90m/H(対策実施前の1/6程度)を達成。

汚染水発生量抑制に向けた取組を継続し、**2028年度に約50~70㎡/日まで低減を目指す**

東京電力によるトリチウム分離技術の公募において、**第1期~第3期のうち10件についてフィージビリ** 引き続き、実用化に向けた検討を進めていくとともに、国としても文献等の確認や東京電力の技術公募を通じて国 **ティスタディを開始するなど、実用化に向けた検討**を進めている。 内外の最新の動向を注視していく。

全国規模での広報の実施

➤ 「みんなで知ろう。考えよう。ALPS処理水のこと」という共通のメッセージと共に、テレビCMやWEB 広告、新聞広告、生活情報誌等を通じて、ALPS処理水について全国に情報発信。

テレビCM(全国)



◆ 全国の地上系放送局で発信 (一部放送局では未実施)

WEB動画広告(YouTube)



● テレビCMの動画に加えて、 経済産業大臣篇も作成・発信

SNS等でシェアしやすい画像



新聞広告(全国)



● 全国紙、各県紙、ブロック紙に掲載

生活情報誌への記事掲載



各地での説明会の実施・イベントへの参加

- ▶ 農林漁業者、観光業者、加工・流通・小売事業者、自治体職員等を対象に、説明会や意見交換 を実施。
- ▶ また、ALPS処理水の処分について、将来を担う若い世代が知り、考える機会にするべく、全国の高校を対象に出前授業を実施。さらに、全国から学生を募り、廃炉とALPS処理水に関する新聞広告を作成するワークショップも実施。



R5.3.24-26 第2回日本観光ショーケース in大阪・関西



R5.4.8-9 富岡さくら祭り



R5.4.15-16 ツールドふたば



R5.6.23-24 全日本級別サーフィン選手権大会



▲R5.2.13 松江農林高校



▲R5.2.16 名取北高校



▲R5.2.21 相馬総合高校

三陸・常磐ものの魅力発信、消費拡大

- ALPS処理水に関する風評を抑制・払拭することに加え、三陸・常磐地域の水産業等の本格的な復興や持続的な発展を後押しするため、経産省、復興庁、農水省にて、2022年12月20日に「魅力発見!三陸・常磐ものネットワーク」を立ち上げた。(現在、1,000者以上の企業、自治体等が参加)
- ➤ 三陸常磐エリアの豊潤な海の幸を多くの方に知っていただき、味わっていただくための施策として「ごひいき!三陸常磐キャンペーン」 を2022年10月1日より実施。各イベントの模様は全国地上波のテレビ、各地方紙、読売新聞全国紙の全面広告にて掲載。
- ▶ 2023年8月には「ALPS処理水の処分に係る風評対策・流通対策連絡会」を開催し、小売業界から「ALPS処理水の海洋放出が開始された後も、三陸常磐ものをこれまでどおり取り扱っていきたい」という考え方が示された。

「魅力発見!三陸・常磐ものネットワーク」や 「ごひいき!三陸常磐キャンペーン」における取組

● **ネットワーク参加企業等での弁当、社食、キッチンカー等**を通じた「三陸・ 常磐もの」の消費拡大を実施中。

政府内でも「三陸・常磐もの」の弁当を積極的に消費。







〈各省庁等における三陸・常磐もののお弁当注文〉<社食で三陸・常磐ものを導入〉</p>

● 豊洲で三陸常磐海産物を販売するブース出店やトークイベント等を実施。







<仲卸業者の方の御協力を得て作成したPR動画>

ALPS処理水の処分に係る 風評対策・流通対策連絡会



8月に開催した連絡会の様子

日本チェーンストア協会、 全国スーパーマーケット協会、 日本スーパーマーケット協会、 日本ボランタリーチェーン協会、 オール日本スーパーマーケット協会、 日本百貨店協会が参加

ALPS処理水の海洋放出に伴う需要対策

令和3年度補正予算額 300.0億円

事業の内容

事業目的·概要

- ALPS処理水の海洋放出に伴い、万一水産物の需要減少等の風評影 響が生じた場合でも緊急避難的措置として、水産物の販路拡大や一時 的買取り・保管等を支援します。
- また、漁業者の方々の風評への懸念を払拭するため、ALPS処理水の安 全性等に関する理解醸成を実施し、風評影響を最大限抑制すべく取り 組みます。
- 風評影響を抑制しつつ、仮に風評影響が生じた場合にも、水産物の需要 減少への対応を機動的・効率的に実施することにより、漁業者の方々が 安心して漁業を続けていくことができるよう、基金を造成し、全国的に弾力 的な執行を行います。

成果目標

ALPS処理水の海洋放出に伴う風評影響を最大限抑制し、万一風評が 生じた場合でも漁業者の方々が安心して事業を継続できる仕組みの構 築を目指す。

条件(対象者、対象行為、補助率等)



事業イメージ

(1) 水産物の販路拡大等の取組への支援

- ○企業の食堂等への水産物の提供を支援
- ○水産物のネット販売等、販路拡大・開拓を支援



(2)水産物の一時的買取り・保管への支援

- ○買取・冷凍保管等に必要な資金の借入金利を支援
- ○冷凍保管等に係る経費を支援



(3)福島第一原発のALPS処理水に関する広報事業

- ○消費者に向けた多様な媒体・方法による広報活動の実施
- ○公正な取引が行われるよう、流通事業者等に対する説明会等の実施







(流通事業者向け説明会)



(現地視察ツアー)

ALPS処理水の海洋放出に伴う影響を乗り越えるための漁業者支援事業

事業目的

【令和4年度補正予算額:500億円】

我が国の漁業を取り巻く環境は厳しく、漁業生産量もこの30年間で半減し、新規就業者数の減少や高齢化、燃料等の基本コストの増大などの課題に直面しています。加えて、長期に亘るALPS処理水の海洋放出が生じることで、全国の漁業者から漁業の将来への不安が増し、事業継続への懸念が生じています。

このため、長期に亘るALPS処理水海洋放出の影響を乗り越え、漁業者の創意工夫によって、持続可能な漁業継続を実現するための取組を支援することを目的とします。

事業概要

本事業では、ALPS処理水海洋放出の影響のある漁業者に対して、売上高向上又は基本コスト削減により持続可能な漁業継続を実現するため、当該漁業者が創意工夫を凝らして取り組む以下のような活動への支援を行います。

- ①新たな魚種・漁場の開拓等に係る漁具等の必要経費への支援
- ②**省燃油活動等を通じた燃油コスト削減**に向けた取組に対して支援
- ③漁業者による**省資源化・有効利用等を通じた魚箱等コストの削減**に向けた取組に対する支援
- ④**省エネ性能に優れた機器等の導入**に要する費用に対する支援

全漁連坂本会長談話(令和4年11月22日) 抜粋

この基金は、本会が政府に申し入れた5項目のうち「漁業者の経営継続」についての回答として、**政府による漁業** 者との信頼関係構築に向けての姿勢と重く受け止めた。

「水産業を守る」 政策パッケージ 総額1007億円 【300億円基金、500億円基金、予備費207億円】

- ALPS処理水の海洋放出以降の一部の国・地域の輸入規制強化等を踏まえ、科学的根拠に基づかない措置の即時撤廃を求めていくとともに、全国の水産業支援に万全を期すべく、既に用意した800億円の基金による支援や東電による賠償に加え、特定国・地域依存を分散するための緊急支援事業を創設(3、402)する。
- 具体的に、以下の5本柱の政策パッケージを策定し、早急に実行に移すとともに、必要に応じて機動的に予算の確保を行い、全国の水産業支援に万全を期す。

1. 国内消費拡大・生産持続対策

- ①国内消費拡大に向けた国民運動の展開(ふるさと納税の 活用等)
- ②産地段階における一時買取・保管や漁業者団体・加工/流 通業者等による販路拡大等への支援(300億円基金の 活用)
- ③国内生産持続対策(相談窓口の設置、漁業者・加工/流 通業者等への資金繰り支援、出荷できない養殖水産物の 出荷調整への支援、新たな魚種開拓等支援、燃油コスト 削減取組支援) (300億円基金、500億円基金の活用 等) 等

3. 輸出先の転換対策

- ①輸出減が顕著な品目(ほたて等)の一時買取・保管支援や海外も含めた新規の販路開拓を支援(予備費)
- ②ビジネスマッチングや、飲食店フェアによる海外市場開拓、 ブランディング支援 【予備費】 等

2. 風評影響に対する内外での対応

- ①一部の国・地域の科学的根拠に基づかない措置の即時撤廃 の働きかけ
- ②国内外に向けた科学的根拠に基づく透明性の高い情報発信、 誤情報・偽情報への対応強化
- ③販売促進・消費拡大に向けた働きかけやイベント実施、 観光需要創出、小売業界の取引継続に向けた環境整備等

4. 国内加工体制の強化対策

- ①輸出減が顕著な品目(ほたて等)の一時買取・保管支援①既存の加工場のフル活用に向けた人材活用等の支援(予備費)
 - ②国内の加工能力強化に向けた、加工/流通業者が行う機器の 導入等の支援【予備費】
 - ③輸出先国等が定めるHACCP等の要件に適合する施設や機器の整備や認定手続を支援(既存予算の活用)

5.迅速かつ丁寧な賠償

- 一部の国・地域の措置を受け輸出に係る被害が生じた国内事業者には、東京電力が丁寧に賠償を実行
- (注) 今回の予備費による措置は、単年度事業として対応。